

伊勢市議会基本条例 骨子（案）

15 政務活動

- 1 議員及び会派は、法第 100 条第 14 項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならないものとします。
- 2 議会は、議員及び会派により行われた調査研究の成果を共有するよう努めます。
- 3 政務活動費に関しては、別に条例で定めます。

【前回の確認事項・検討内容】

○視察報告書は視察後 2 週間以内に提出することとし、これを徹底することを確認しました。

提出されない場合の罰則は設けないこととしました。

○政務活動費の用途については、伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例では「会派が行う活動」と規定されており、これを「議員及び会派が行う活動」に見直すべきであるという意見があり、骨子案で「議員及び会派」としている表現との関係も含め、引き続き検討することとしました。

大津市議会基本条例

(政務活動費)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派は、使途の透明性を確保した上で、政務活動費を有効に活用して調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めなければならない。

2 前項の規定に基づく政務活動費については、大津市議会政務活動費交付条例（平成13年条例第1号）で定める。

横須賀市議会基本条例

(議員及び会派の積極的な政務活動)

第25条 議員及び会派は、法第100条第14項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならない。

亀岡市議会基本条例

(政務活動費)

第22条 政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。

2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年亀岡市条例第2号)に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。

3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。

四日市市議会基本条例

(政務活動費)

第19条 会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第100条第14項に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及びその他の活動を行うものとする。

2 会派又は議員は、四日市市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年四日市市条例第5号）第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲において、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

伊賀市議会基本条例

(政務活動費の執行及び公開)

第14条 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査、研究及びその他の活動に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年伊賀市条例第5号）を遵守しなければならない。

22 他の条例との関係

この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとします。

【これまでに確認された事項等】

特になし。

大津市議会基本条例

(実質的・最高規範性)

第2条 議会は、議会に関する他の例規を解釈し、又は制定改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【解説】

本条例は、制定目的や内容が議会活動の根本となるものです。

したがって形式的には他の条例との間に法的効力の優劣があるわけではありませんが、実質的には他の議会に関する条例・規程等の中で最上位に位置するとの考えに基づき、最高規範たる性質を有することを示しています。

したがって、他の議会に関する条例等の制定・改正・廃止に当たっては、本条例の趣旨を尊重し、本条例に定める事項との整合を図らなければならないことを定めています。

会津若松市議会基本条例

「他の条例との関係」についての規定はない。

【先進地視察での説明内容】

- ・ 最高規範としての規定については、ずいぶんと議論があった。
- ・ 地方としての最高規範性を持つ条例があってもよいという考え方と、あったとしても最高規範性をもたせるべきではないという考え方に分かれた。
- ・ こうした議論に時間をとられるのではなく、今やるべきことをきちんとすることを優先した。
- ・ 最高規範性については、あとで必要になったときに議論すればよいということで、先送りしているのが現状である。

※H27. 7. 17 実施の先進地視察復命書より

流山市議会基本条例

(他の条例との関係)

第2条 第1条の規定に基づき、この条例の趣旨に反した議会運営に関する条例、規則等を制定してはならない。

※参考

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会運営における規範的事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

四日市市議会基本条例

(本条例の位置付け)

第3条 この条例は、四日市市市民自治基本条例（理念条例）（平成17年四日市市条例第1号。以下「市民自治基本条例」という。）の規定に基づく条例であり、議会に関するすべての例規に先んずる、議会における最高規範である。

伊賀市議会基本条例

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

松阪市議会基本条例

(他の条例との関係)

第25条 この条例は、市議会に関する基本的事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

23 見直し手続

- 1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証し、必要に応じて改正するものとする。
- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する他の条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じなければならない。

【これまでに確認された事項等】

特になし。

会津若松市議会基本条例

(継続的な検討)

- 第 22 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 議会は、この条例を改正するに当たっては、全議員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

大津市議会基本条例

(検討)

第29条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について議会運営委員会等で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

流山市議会基本条例

(条例の検証及び見直し手続)

第27条 議会は、別に期間を定め、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を市民に積極的に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

四日市市議会基本条例

(見直し手続)

第36条 議会は、一般選挙を経た任期開始毎に、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加えるとともに、見直しが必要と判断したときは、市民等の意見を聴取し、適切な措置を講ずるものとする。

伊賀市議会基本条例

(見直し手続)

第 23 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

松阪市議会基本条例

(見直し手続)

第 26 条 市議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証し、必要に応じて改正するものとする。

2 市議会は、前項の検証の結果、市議会に関する他の条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じなければならない。